

## 消費生活センターだより

No.38

浦安市消費者生活センター  
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1  
TEL. 047-390-0086  
FAX. 047-390-6521見守り  
新鮮情報新型コロナ  
ワクチン詐欺  
に注意

©Kurosaki Gen

## 事例

- スマートフォンに「ワクチン接種の優先順位を上げる」というメッセージが届いた
- 「ワクチンを優先的に接種できる」と所管省庁をかたった電話があった
- 余ったワクチンを案内していると電話があった
- 中国製ワクチンを有料で接種しないかという勧誘があった
- 携帯電話に新型コロナワクチンの関連で私の口座情報等を尋ねる電話があった

## ひとこと助言

だまされないでね



見守るくん

- 新型コロナワクチンの接種に便乗した消費者トラブルや悪質商法に関する相談が寄せられています。
- 新型コロナワクチンの接種は無料です。ワクチン接種に関連付けて費用を求められても決して応じないでください。
- 国や市町村などの行政機関等が「ワクチン接種に必要」などと言って個人情報や金融機関の情報を電話やメールで聞くことはありません。聞かれても答えないでください。
- 少しでもおかしい、不安だと感じたときは、すぐに「**新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン0120-797-188**」または、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(**消費者ホットライン188**)。

# 新型コロナワクチン接種に便乗したワクチン詐欺

行政機関等を名乗り、新型コロナウイルスのワクチン接種のために必要であると言って、金銭や個人情報をだまし取ろうとする電話や訪問が報告されています。

## ○ ワクチンの接種は無料です。

「ワクチン接種の費用」、「優先して接種を受けるための費用」など、ワクチン接種に関連付けて金銭を求められても決して応じないでください。

## ○ ワクチンの接種に関連付けて個人情報等を聞きだそうとする電話等に注意してください。

行政機関(国や市区町村等)が、「ワクチン接種に必要」などと言って個人情報や金融機関情報などを電話やメールで聞くことはありませんので、個人情報や金融機関情報などを聞かれても答えないでください。

## ○ 少しでも「おかしいな?」、「怪しいな?」と思ったら、不安な場合はご相談ください。

国民生活センター「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」

☎ **0120-797-188** なくないやや 相談受付時間：10時～16時（土曜、日曜、祝日を含む）

消費者トラブル

# こんな時どうする？



**Q.** 「お宅の屋根が壊れているのが見えた。火災保険を使えば無料で修理できる。」と突然事業者の訪問があり、無料ならと思い工事の契約書のサインをした。事業者からは、保険会社の申請書には、2年前の大雪と台風で被害を受けたと書くように指示されたので、事業者が撮った写真と見積書を添付して保険会社に提出した。

改めて契約書を確認すると、保険金受領後に当該事業者と工事契約しない場合は、支払われた保険金の50%を違約金として事業者を支払うと書かれていたので不安になった。どうすればよいか。

**A.** 「保険金を使って無料で家の修理ができる」などと勧誘されて契約すると、保険金の申請代行と工事が一体となっている契約で、工事を断ると高額な違約金や手数料の請求を受ける場合があります。また、給付金の請求をする場合、事実と異なることを告げることは、保険会社を欺くことになり、今後の契約に影響が出る場合があります。日本損保保険協会では、啓発チラシを作成し、注意喚起をしています。契約内容をしっかりと確認し、慎重に検討しましょう。

**Q.** 通販サイトで商品を購入し、代金を銀行振り込みしたが商品が届かない。返金してほしいとメールで申し出たが返信がなく、サイト上に表示されていた販売業者の住所や電話番号は存在しないことがわかった。どうすればよいか。

**A.** 販売業者と連絡が取れない場合、既に支払ったお金を返してもらうことは難しい状況です。このような悪質な通販サイトのトラブルに遭った場合は、消費生活相談窓口や最寄りの警察署に相談し、振込先の銀行口座の凍結を弁護士が警察に申し出ましょう。

# 消費生活センターに 寄せられた主な相談内容



順位	商品・役務名	件数	主な相談内容
1	運輸・通信サービス	187	旅客・貨物運送サービス、携帯電話やインターネット通信、放送などに関する相談
2	教養娯楽品	101	学習教材や書籍・印刷物、スポーツ用品、パソコン、カメラ、楽器などに関する相談
3	保健衛生品	91	医薬品や医療用具、化粧品及び理美容器具・用具などに関する相談
4	食料品	81	肉・魚介・野菜・果物など食材全般、菓子類、酒類、健康食品などに関する相談
5	商品一般	67	身に覚えがないハガキによる架空請求や不審なアンケートが届いたなどの相談
5	教養・娯楽サービス	67	旅行、習い事・資格講座、映画やコンサート、レジャー施設、出会系などに関する相談
7	住居品	59	家具・照明器具などの室内装飾品、冷暖房機器など生活必需品に関する相談
8	被服品	57	和服や洋服や履物、カバン、アクセサリなど身につけて使用するものなどに関する相談
9	金融・保険サービス	55	生命保険や損害保険、預貯金・証券、投資商品、住宅ローン・サラ金などに関する相談
10	保健・福祉サービス	49	医療サービス、理髪・エステ、社会保険、保育園、老人ホームなどに関する相談

令和2年度に寄せられた相談は、1,104件で、前年度と比較して75件増えました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、マスクに関する相談や、旅行やスポーツクラブ、結婚式場などのキャンセルに関する相談が寄せられました。

## 2022年4月1日から、 これまで20歳だった 成年年齢が18歳になります。



- 2004年4月2日以降に生まれた皆さんは、18歳の誕生日から「成年」になります。成年になると「大人」として扱われ、保護者の同意がなくても、自分の判断で携帯電話の契約をしたり、クレジット契約を結ぶことができます。それは同時に「責任」を伴うことになるということです。

未成年の場合、保護者の同意がない契約は取り消すことができますが、成年になると取り消すことはできません。このことを悪用した「悪質商法」などに遭遇することがあるので、十分な警戒が必要です。

## 消費者月間記念講演会を開催しました

毎年5月は、「消費者月間」です。消費者の安全・安心な暮らしのため消費者問題に関する啓発・教育等の関連事業を実施しています。5月29日(土)に美浜公民館において、消費生活アドバイザー・食生活アドバイザーなど、幅広く暮らしや家事の専門家として多方面で活躍しています和田由貴氏を招き講演会を開催しました。





## ◎ 商品に関するトラブル

届いた商品が壊れていた、注文した商品と違う内容のものが届いた、子どもがおもちゃで怪我をした、などと言った商品に関する相談。



## ◎ 契約に関するトラブル

高額な商品を強引に契約させられた、家賃を急に値上げするといわれた、などの契約に関する相談。



# 消費生活センターの 主な相談

## ◎ 借金(債務)に関するトラブル

ローンや借金があり、生活が苦しく返済に悩んでいるなどの債務に関する相談。



## ◎ 悪質商法に関するトラブル

電話や訪問販売などで「必ず儲かる」「点検は無料だから安心」「絶対お得」などと言ったキャッチフレーズの悪質な商法に関する被害の相談。



買った商品や契約に関するトラブルの相談は、具体的な契約や購入などの状況(店舗か訪問購入かなど)契約日、商品名、金額、購入先、契約書の控えなどを用意して相談を行うとスムーズに進みます。

★消費生活センターは様々な消費者問題に関する被害を未然に防止するため、消費者教育講座や出前講座なども行っています。

詳しくは、消費生活センターまでご連絡下さい。(☎047-390-0086)

浦安市消費生活センター 浦安市役所10階

相談専用電話：047-390-0030

相談日：月～金(祝日及び振替休日、年末年始を除く)

相談時間：午前10時～午後4時